

平成 27 年度

## 富士宮市看護学生修学資金 貸与に関する募集案内

富士宮市立病院 事務部 病院管理課  
〒418-0076 富士宮市錦町 3 番 1 号  
TEL (0544)27-3151 (代表)

「人物重視・面接重視」の選考を実施します。

### 1 看護学生貸与制度の内容

項 目	内 容
目 的	富士宮市立病院（以下「市立病院」という。）の助産師、看護師（以下「看護師等」という。）の確保を図り、地域医療の充実に資するため、看護学生等として修学中の者で、卒業後市立病院の看護師等として勤務しようとするものに対し、修学資金を貸与するものです。
貸与対象者	<ol style="list-style-type: none"><li>1 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号。）第 20 条第 1 号及び第 2 号並びに第 21 条第 1 号から第 3 号までに規定する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）又は学校教育法第 97 条に規定する大学院に在学していること。</li><li>2 養成施設及び大学院を卒業後、直ちに常勤看護師等として市立病院に勤務する意思を有していること。</li><li>3 高校又は養成施設又は大学院の成績が優秀であると認められる者であること。</li><li>4 常勤の看護師等の確保を目的とする他の修学資金の貸与を受けていないこと。</li><li>5 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条各号のいずれにも該当しないこと。</li></ol> <p>※ 地方公務員法第 16 条に関する概要</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 成年被後見人又は被保佐人 禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li></ol>

	(2) 富士宮市から懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者 など
貸与の額及び人数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 月額60,000円です。</li> <li>2 修学資金は無利子です。</li> <li>3 対象人数は、年間5人以内です。</li> </ol>
貸与の期間	<p>貸与を決定した日の属する月から在学している養成施設を卒業する日の属する月までの期間</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 専門学校及び短大は36月を上限（最大2,160,000円）</li> <li>(2) 大学及び大学院は48月を上限（最大2,880,000円）</li> </ol>
貸与金額の返還義務	<p>貸与対象者で、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該事由が生じた日の属する月の翌々月の末日までに、貸与を受けた修学資金を一括して返還していただきます。ただし、市長が必要と認めたときは、別に期限を定めて、又は分割して返還することができます。</p> <p>なお、市立病院に勤務している間は、貸与金額の返還義務は猶予されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 貸与期間が満了したとき。</li> <li>(2) 貸与の決定が取り消されたとき。</li> <li>(3) 養成施設の卒業時又は大学院の修了時に市立病院職員（看護師又は助産師）採用試験を受験し、合格基準に達しなかったとき。</li> </ol>
返還債務の免除	<p>貸与対象者で、次の各号のいずれかに該当するものは、返還金の全部を免除するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 養成施設を卒業する時に看護師等の免許を取得しており、直ちに市立病院の看護師等として勤務し、勤務した期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。</li> <li>(2) 公務により死亡し、又は公務に起因する心身の故障のため免職されたとき。</li> </ol>
その他	富士宮市看護学生修学資金貸与条例及び同施行規則の規定を遵守すること。

## 2 看護学生修学資金貸与希望者面接等案内

貸与対象学生	貸与予定人員	応募資格
助産師・看護師の養成施設等に在籍している者又は大学院に在籍しているもの	5人以内	(1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。）第20条第1号及び第2号並びに第21条第1号から第3号までに規定する学校又は養成所（以下「養成施設」という。）に在学していること。 (2) 養成施設及び大学院を卒業後、直ちに常勤看護師等として市立病院に勤務する意思を有していること。 (3) 高校又は養成施設又は大学院の成績が優秀であると認められる者であること。 (4) 常勤の看護師等の確保を目的とする他の修学資金の貸与を受けていないこと。 (5) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しないこと。

### 留意事項

次のいずれかに該当する者は、応募できません。

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号

- ① 成年被後見人及び被保佐人（準禁治産者を含む）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ③ 富士宮市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 3 提出書類

- (1) 修学資金貸与申請書兼誓約書（第1号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 健康診断書(当院所定の様式)  
 ※ 富士宮市立病院において、修学資金貸与申請のための健康診断を受診する場合は、無料となります。事前に医事課（Tel27-3151）までご予約をお願いします。
- (4) 履歴書
- (5) 在学証明書（申請日の属する年度の翌年度に養成施設又は大学院に入学する場合には、当該養成施設又は大学院に合格したことを証する書類）
- (6) 高校又は養成施設又は大学院の成績証明書

(7) その他市長が必要と認める書類として、

「予備調査書（当院所定様式）」

「小論文」

テーマ「 どのような医療人（助産師・看護師）を目指しますか。 」

- ・小論文の文字数は1,600字程度、用紙はA4の用紙を使用してください。
- ・小論文の最初にテーマ、氏名を記入してください。
- ・ワープロ打ちの場合、フォントは12ポイントを使用し、余白は左右20mmで作成してください。

(8) 面接票

(9) 面接票返信用封筒（定型長形3号（縦23.5cm×横12.0cm）程度の大きさ1通  
82円切手を貼付したもの）

#### 4 修学資金応募者への面接に関する案内

項目	面接日及び面接会場
面接	平成27年4月19日（日） （予備日 4月18日（土） （時間等は後日通知します。） 会場：富士宮市立病院 富士宮市錦町3番1号

#### 5 申込受付期間及び応募手続

申込期間	平成27年2月9日（月）～4月10日（金） ・受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）。 ・郵送の場合は、平成27年4月10日（金）までの消印に限り受け付けます。
必要書類の請求	・必要書類は、富士宮市立病院 病院管理課で2月2日（月）から配布します。 ・郵便で請求するときは、封筒の表に「看護学生修学資金申込書請求」と朱書きし、 <u>140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒角型2号（縦33.2cm×横24.0cm）程度の大きさを同封して</u> 、富士宮市立病院病院管理課に請求してください。 ・富士宮市立病院のホームページからダウンロードすることもできます。
申込手続	修学資金貸与申請書（一式）の書類を富士宮市立病院 病院管理課に持参するか、郵送してください。 （郵送の場合は、特定記録等による方法をお勧めします。） ・面接票返信用定型封筒長形3号（縦23.5cm×横12.0cm）程度の大きさ1通（82円切手を貼付。面接票の送付に使用しますので、送付を希望する住所、宛名を明記してください。）
受験票の交付	・申込書受理後、面接番号を記載した面接票を送付します。 ・面接票が4月16日（木）までに届かない場合は、至急富士宮市立病院 病院管理課に連絡してください。

## 6 面接の結果について

富士宮市立病院のホームページに修学資金貸与決定者の面接番号を掲載し結果発表とします。

掲載日：4月30日（木）の午後

なお、採用・不採用にかかわらず面接者全員に結果通知を発送します。

※ 面接票は面接終了後回収するため、面接番号を控えておいてください。

## 7 不採用者に対する面接結果の開示

面接結果は、本人からの請求に限り次のとおり開示します。希望する場合は、封筒の表に「結果開示請求書在中」と朱書きし、次の書類を同封して富士宮市立病院 病院管理課に提出してください。（郵送可。）

- ① 面接結果開示請求書と記載したうえで、氏名、生年月日、現住所、電話番号、面接番号を書いた書面（書式は問いません。）
- ② 宛先を明記し、82円切手を貼った返信用封筒長型3号（縦23.5cm×横12.0cm）程度の大きさ
- ③ 面接者本人であることの証明書（学生証、運転免許証、保険証等の写し）

区分	開示内容	請求期間
面接結果	面接の総合得点及び順位	5月1日（金）から 5月14日（木）まで（消印有効）

※ 電話等での開示請求は受け付けません。開示は郵送のみで行います。

## 8 修学資金貸与方法

貸与決定者への貸与開始月は平成27年4月からとして、5月分の貸与時に4月分を含めて2か月分を一括送金し、6月以降は当月分を当月払いとして、月末までに指定口座（**ゆうちょ銀行は不可**）に入金します。

## 9 修学資金貸与の取消し

申込書及び提出書類の記載に詐称等の不正があった場合には、修学資金貸与決定を取り消します。

## 10 その他

- ・面接会場及びその周辺での駐車はできません。車での来場はご遠慮ください。
- ・面接書類は返却しませんので、ご承知おきください。